

# 「阿佐谷北東エリアまちづくり協議会」会則

(名称)

## 第一条

この会は、「阿佐谷北東エリアまちづくり協議会」(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

## 第二条

本会は、地域と行政が連携し、医療や教育、歴史・文化等の地域資源を活かすとともに、防災・みどり・景観・にぎわいといった課題を協議し、地域の価値を高め、地域の交流を促し、「住み続けたい、にぎわいのある魅力的なまち」を実現することを目的とする。

(活動内容)

## 第三条

本会は、第二条「目的」を達成するために、次の活動を行う。

- 1 本会の運営に関する事項
- 2 当地区の未来ビジョンの検討と策定
- 3 未来ビジョンの実現に向けた調査、検討及び事業実施に関する事項
- 4 その他目的を達成するために必要な事項

(組織)

## 第四条

- 1 本会の第二条「目的」及び第三条「活動内容」に賛同する、以下の会員によって組織する。
  - (1) 別図に示す地区内(.....)に土地・建物を所有する者、居住する者及び事業を営む者
  - (2) 別図に示す地区におけるまちづくりの推進を目的に活動を行う団体
  - (3) まちづくり活動について優れた実績を有する者、有識者、学識経験者
  - (4) 公募を行う場合は、別に定める規則による。
  - (5) 行政
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、正副会長が適当と認めるもの
- 2 新たに入会を希望するものは、事務局が指定する書面等を提出し、本会の承認を得るものとする。
- 3 会員の退会については、本会の承認を得るものとする。
- 4 会員が本会の目的にそぐわない活動をし、本会の名誉を損なったときは、正副会長は協議して退会させることができる。

(役員)

第五条

- 1 本会に次の役員を置く。  
会 長 1名  
副会長 若干名  
監 事 1名
- 2 会長は、会員の中から互選する。
- 3 副会長は、会員の中から会長が指名する。
- 4 会計及び監事は、会員の中から互選する。

(役員の仕事)

第六条

- 1 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐する。会長に事故等ある場合はその職務を代行する。
- 3 監事は会の会計を監査する。

(任期)

第七条

- 1 会員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 会員が欠けた場合の補欠の会員は前任者の在任期間とする。

(会議)

第八条

- 1 会議は、会長が召集する。
- 2 会議の議長は、会長が務める。
- 3 会員がやむを得ない理由のため会議に出席できない場合は、あらかじめ会長の承認を得て代理人を出席させることができる。
- 4 会長は、必要があると認める時は、会員外の者をオブザーバーとして会議に参加させることができる。
- 5 傍聴人は、あらかじめ事務局に傍聴の旨を連絡し、当日は、受付で所要事項を記入して入場する。会議を傍聴するにあたり、会議の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしてはならない。また、傍聴席において写真、映像等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではないが、SNSやWebサイト等で公開することは禁止する。

(部会)

第九条

- 1 「活動内容」の事業を円滑に実施するため、本会の下に、会員の一部により構成された部会を置くことができる。
- 2 部会は必要に応じて会長が召集し、開催する。
- 3 会長は必要があると認めるときは、会員以外の者を部会に参加させることができる。
- 4 その他部会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第十条

本会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第十一条

会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第十二条

- 1 本会の事務を処理するため、令和7年度までは、事務局を杉並区都市整備部市街地整備課拠点整備担当に置く。
- 2 事務局は、会議の運営に必要な連絡・調整を行う。

(雑則)

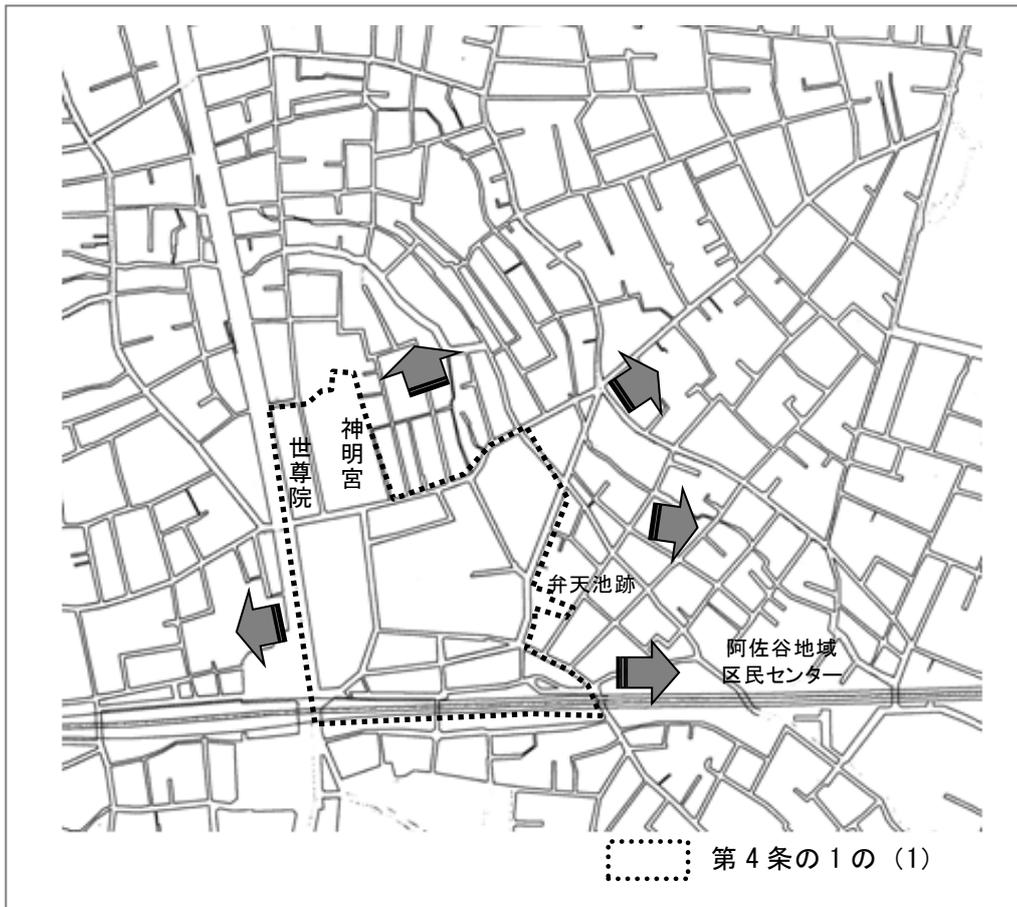
第十三条

この規約に定めるもののほか必要な事項は、協議を行い、別に定める。

(附則)

この規約は、令和7年2月27日から施行する。

別図：活動エリア



阿佐谷北東エリアまちづくり協議会  
会 員

令和7年2月27日

会員の所属
阿佐谷北一丁目町会
阿佐谷新進会商店街振興組合
株式会社 ジェイアール東日本都市開発
株式会社 三杉
櫛興産株式会社
社会医療法人 河北医療財団
宗教法人 神明宮
宗教法人 世尊院
【専門家】株式会社 計画工房
【専門家】株式会社 双葉
杉並区

(五十音順)